福島県立磐城高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

保護者の皆様には日頃より本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力をいただき感謝申し 上げます。

県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、「福島県医療非常事態宣言」及び「福島県感染拡大警報強化版(BA. 5対策強化宣言)」が令和4年9月19日(月・祝)をもって終了することが示されました。

つきましては、本校におきましても下記のとおり対応するともに、感染状況は未だ予断を許さない状況であることから、学校内外における基本的な感染症対策を徹底してまいりますので、今後も引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 部活動における宿泊を伴う遠征や合宿等の活動を実施可能とする。ただし、実施場所の感染 状況や本校の状況に応じて実施の可否を判断し、実施の際は、健康観察をはじめとした基本的 な感染症対策を徹底する。
- 2 授業や部活動における感染リスクの高い活動の実施については状況に応じ判断する。感染 拡大の恐れがある場合は、当該活動を停止することもある。
- 3 登校時及び授業時間中等、あらゆる機会において健康観察を徹底し、体調が悪いときは無理 して登校せず、医療機関を受診すること。
 - (1)発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、 自宅での休養をお願いします。
 - (2)登校時や登校後に生徒に風邪症状が見られるときは、帰宅させることもありますので御理解をお願いします。

※なお、生徒の同居する家族が濃厚接触者と判明した場合、または、同居する家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は学校に御相談ください。